

# 第3章

## 保険金・給付金をもれなく ご請求いただくために

当社では、お客さまにご請求いただけるすべての保障のご案内に努めてまいりますが、お客さまご自身にも加入されている契約内容を十分にご理解いただく必要がございます。もれなくご請求いただくために、特に以下の項目についてご確認ください。

### (1) 死亡保険金をご請求される場合

被保険者が亡くなる前に、入院をされていたときは、入院給付金をお支払いできる場合がありますので、対象のご契約または特約にご加入されていないかご確認ください。

#### 入院給付金の対象となる契約(特約)例

- 新団体医療保険
- 医療保障保険(団体型)
- 団体定期保険災害保障特約
- 団体定期保険交通災害特約
- 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

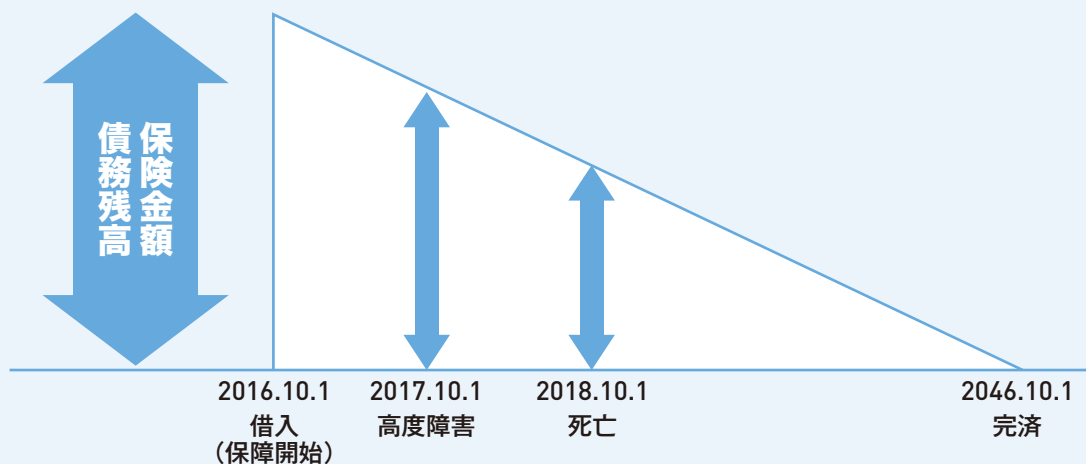
#### ◆団体信用生命保険の保険金請求の際にご留意いただきたいこと

団体信用生命保険は、債務の返済に応じて保険金額が逓減する仕組みの商品のため、支払事由に該当する時期によって保険金額(債務残高)が異なることがあります。

「死亡」、「高度障害」など複数の支払事由のある契約の場合、すでに他の支払事由に該当していないかご確認ください。(3大疾病などを保障する特約が付加されている場合は該当する疾病、団体信用就業不能保障保険に加入されている場合は「所定の就業不能状態」の支払事由に該当していないかご確認ください。)

#### (例) 死亡日前に高度障害状態(※)に該当したと判断される場合

「喉頭がん」で死亡。死亡の1年前に「喉頭全摘出」の手術を受けており、手術時点で高度障害状態(言語を発することができなくなった)と判断される場合



上記の例では、保険金額(=債務残高)は「高度障害保険金額>死亡保険金額」となります。この場合は、高度障害保険金をご請求ください。死亡保険金をご請求された場合、高度障害保険金をご請求する場合に比べてお支払いする保険金額が少なくなります。死亡保険金支払後は、高度障害保険金をお支払いしませんので、保険金のご請求にあたっては、十分ご注意ください。

※対象となる高度障害状態については後述の第4章「事例6 高度障害保険金のお支払い(障がい状態と「回復の見込み)」」をご参照ください。

## (2) 入院給付金をご請求される場合

①不慮の事故により所定の障がい状態になられたときは、障害給付金をお支払いできる場合がありますので、対象の特約が付加されているかご確認ください。

### 障害給付金の対象となる特約例

- 団体定期保険災害保障特約
- 団体定期保険傷害特約
- 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約
- 団体定期保険交通災害特約

②新団体医療保険の疾病入院給付金、災害入院給付金をご請求される場合には、手術給付金、放射線治療給付金をお支払いできる場合がありますのでご確認ください。

## (3) 円滑に入院給付金などをご請求いただくための注意点

### ■医療費の「領収書」・「診療明細書」は必ず保管していただくようお願いします。

「入院・手術証明書（診断書）」に代えて、「入院・手術事情報告書」の提出でご請求いただける場合があります。この場合は、入院費用の「領収書」・「診療明細書」の全ページのコピーなど、入院の事実を証明する書類（入退院日、病院名の明記されたもの）をあわせてご提出いただきます。

ただし、「領収書」・「診療明細書」の全ページのコピーの内容に不明な点がある場合には病院などへ照会や、診断書のご提出をお願いすることがあります。

医療費の「領収書」・「診療明細書」は捨てずに、必ず保管していただくようお願いします。

### 領収書の見本

診療費納入通知書・領収書						
患者番号 123456		氏名 富国 太郎 様		請求期間 平成30年10月12日～平成30年10月17日		
受診科 外科	人・外 入院	管理No.	発行日 平成30年10月17日	保険区分	負担割合 30%	本・家 家族 備考 退院
初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
270点	4,872点	点	点	点	180点	点
注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療
点	点	点	点	点	点	点
病理診断	診断群分類(DPC)	歯冠修復・欠損補綴	歯列矯正			小計
点	点	点	点	点	点	点

入院期間などが記載されています。

入院・外来の区分が記載されています。

手術を受けられた場合は点数または金額が記載されます。

保険金・給付金をもれなく  
ご請求いただくために

### ■入院・手術証明書（診断書）の手配はお早めをお願いします。

「入院・手術証明書（診断書）」を医療機関から発行してもらうには、一定の時間を要します。「入院・手術証明書（診断書）」の準備ができていますと、退院後すぐに給付金などをご請求いただくことが可能になります。退院日が決まりましたら、それにあわせて早めの発行依頼手続をお取りになることをおすすめいたします。

なお、診断書および公的書類の発行・お取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

### ■医療機関におけるカルテの保存期間にご注意ください。

医療機関がカルテを保存している期間は一般的には5年間です。ご請求手続が遅れたため、保存期間を超過し「入院・手術証明書（診断書）」の発行ができず、給付金などをご請求できないケースがあります。

このような事態を避けるためにも、退院後できるだけ早めにご請求ください。